

## 「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」の適用開始の前提を 作成する際の助言（案）

令和 7 年 3 月

### ＜現状整理・対応＞

- ・「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（以下「手引き」という。）では、適切な施設からの豚熱陰性の野生イノシシ由来の肉の出荷を認める前提として、「豚熱感染確認区域において捕獲された野生イノシシについても、捕獲地域の感染状況が改善していること」を示している。
- ・また、手引き 2（6）①では、「サーベイランスにより豚熱陽性が高率に確認されているエリアで捕獲した個体のジビエ利用については、可能な限り避けることが望ましい」としている。
- ・一方で、この「捕獲地域の感染状況の改善」及び「豚熱陽性が高率に確認されているエリア」について、数値的な指標を示しておらず、その判断は各県ごとに対応しているところである。
- ・野生イノシシでの豚熱の感染が全国に拡大する中で、手引き適用の（適切な施設で処理された豚熱陰性個体を出荷可とするための）前提となる状況の具体化が求められている。
- ・令和 3 年 4 月の手引きの公表から 4 年が経過し、全国的にはサーベイランスデータも蓄積されてきていることから、手引き適用開始の前提を作成に至っていない県への助言として、利用開始の前提となる数値的な目安を例示することとした。なお、実際の設定・適用に当たっては、当該ジビエ処理施設周辺の養豚場の有無等の疫学的状況、搬入路の指定や施設出入口での消毒の強化状況などを十分に考慮する必要がある。

### ＜設定例＞

#### （1）手引きの適用開始の陽性率の目安

以下の 3 点を満たす。

- ① 都府県として過去 1 年間に 299 頭以上の検査を実施<sup>※1</sup>していること。
- ② ジビエの利用を開始可能とする「任意の捕獲エリア」<sup>※2</sup>について感染の初確認から 1 年以上が経過していること。
- ③ ジビエの利用を開始可能とする「任意の捕獲エリア」において、過去 1 年間の陽性率が 10%未満（95%信頼の上限として）であること（別紙）。

#### （2）継続・中断の目安

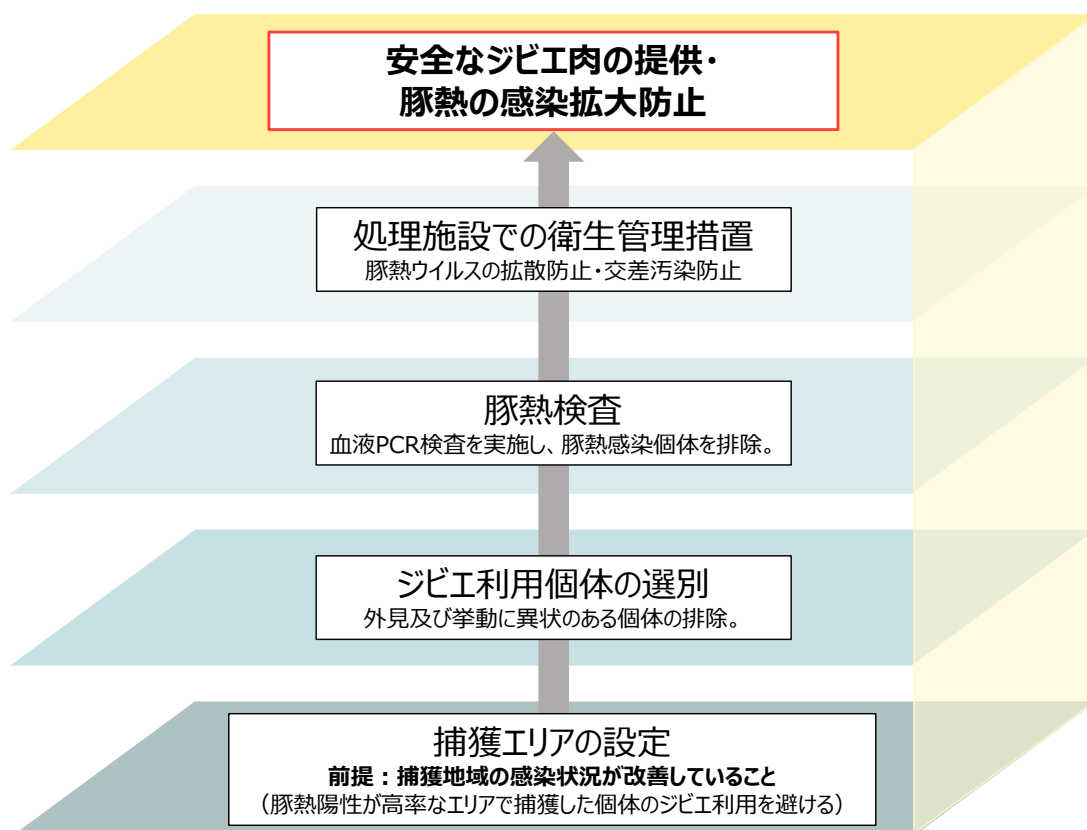
年に 1 回以上見直しを行い、陽性率が高くなる（例：20%（陽性数/検査数）を超える）ような場合は、「任意の捕獲エリア」のうち、豚熱陽性の野生イノシシが多数確認されている捕獲地区の利用を一時的に除外するなどにより、ジビエ利用を認める範囲での陽性率が高くないようにする。

再度、組み入れる際は、陽性率が高くなった地域の陽性率の低下を待ち、再組み入れ後に、設定地域全体として、陽性率が高くない（例：20%を超えない）ようにする。

※1 都府県全体として、生息地域の面積が少ない場合・生息頭数が少ない都府県にあっては、個別に検討する。

※2 県、地域又は施設ごとなどで設定。区域は連続していること。感染確認区域以外を含んでもよく、サーベイランスのデータ（サーベイランスによらない出荷時検査ではその陽性・陰性データをサーベイランス結果として活用する。）に基づき行う。

＜参考：豚熱感染確認区域におけるジビエ利用での多重的なリスク対応＞



表：陽性率 10%未満を確保できる検査頭数・陽性頭数

[illegible]